

《論文》

「体罰」に関する行政処分について

—桜宮高校体罰問題を境に変容する「体罰」概念—

鈴木麻里子

A Study of the administrative disposition on “Corporal Punishment”

Mariko SUZUKI

キーワード：体罰，行政処分，懲戒，体罰根絶ガイドライン

Key Word：Corporal Punishment, Administrative Disposition, Disciplinary action, Guideline for Stamp out Corporal Punishment

【要旨】

2012年末，大阪市立桜宮高校において体罰による生徒の自殺という痛ましい事件が発生した。その事件をきっかけに，スポーツ指導，学校教育における指導の在り方が問われた。本稿は桜宮高校体罰事件を契機に，その前後で見られる「体罰」概念の変化に焦点を当てたものである。特に本稿では体罰によって処分された教職員の状況調査をもとに，「体罰」に関する概念を整理した。その結果，「体罰」での処分は，他の不適切行為よりもはるかに軽い処分になる傾向があり，指導上の過失であるという立場を崩してはいないことがわかった。つまり，学校教育において「体罰」は「指導」の延長線上に存在すると認識されており，しかしながらその考えこそが体罰を学校教育から排除できない思想であることを指摘した。そして桜宮高校体罰事件以後，文部科学省等が提示した体罰を根絶するためのガイドラインを参照し，求められる「体罰」の意識変化について述べた。

1 はじめに

桜宮高校体罰事件報道が全国を駆け巡った2013年1月以降，マスコミやインターネット上では，「この問題は桜宮高校ばかりではない」とばかりに，各地の学校の体罰を糾弾し始めた。その後報道された体罰事件は，桜宮高校体罰事件の前に比べ，異常なほど多くなった。例えば，

名門と知られた某市立中学校柔道部における外部指導員による体罰，各地の高校野球部における指導中の体罰発覚，平手打ちをした陸上部顧問，宿題を忘れた児童に平手打ちをする小学校教諭など，例を挙げれば枚挙にいとまがないほどである。その一方で，文部科学省をはじめ，各教育行政機関は桜宮高校の事件後，その対応が求められ，現在においては一定の体罰に対す

る指針が明示されるに至っている。それにもかかわらず、体罰に関する報道は、桜宮高校の体罰事件から1年ほどたった現在においても、一向に姿を消す気配はない。もちろん、我々がここ最近「体罰」に対して耳にする機会が非常に多くなった理由は、報道機関自体が、「体罰」に関する扱いを変えたためということも大いに指摘できよう。にもかかわらず、である。「体罰」への認識の変容が求められている現在においてもなお、体罰をやめられない教員が確かに存在しているのである。これを単に体罰を行ってしまう教員の能力や資質の問題と結論づけてしまうことは容易なことであろう。しかし、本論は、これを単なる一教員の能力と結論づけてしまうことへの警鐘でもありと考えている。体罰をしてしまう教員が、体罰に教育的効果があるという、その思考へ追いやっている教育環境や社会情勢、あるいは組織体制にこそ体罰がやめられない理由があるのではないかと。筆者は体罰を実行した教員を擁護するつもりで述べているのではない。体罰は学校教育法11条で間違いなく禁止されており、体罰を実行することはその時点で教員として不適切な行為を行ったことに他ならない。しかし、体罰という行為を行ってしまうには、本人の体罰へのその意識形成を行った、何らかの社会的影響があるのではないかと、という仮定を設け、その社会的影響を模索することが本論の目的である。

本稿では、この目的にそって、体罰を行使した教員に対する行政処分に着目した。その上で桜宮高校事件以前と以後で、教育界に起こった変容をまとめ、さらに文部科学省をはじめとして各教育委員会等の対策の内容を述べていきたい。それらを整理することで、桜宮高校以前と以後において体罰に対する社会的な価値観の変

化を述べていくこととする。

2 体罰と懲戒処分

桜宮高校の体罰問題が大きく報じられ、その後体罰は急激に世の関心を集めることとなった。はじめにでも述べたように、同事件を皮切りに、連日糾弾するかのよう各校の体罰の実情が報道されるようになった。

日本における体罰の実態ははたしていかなるものなのか。その疑問については文部科学省が実施した体罰に関する全国調査の結果をもとに検討を加えるとして、ここではその実態の一部を浮き彫りにする意味で、まずは体罰による教員の懲戒の状況に着眼したい。これは、懲戒処分を受けた教員の状況を調べることにより、学校現場やあるいは処分を下す教育委員会が体罰に対してどのような価値判断を行っているかを分析することを意味している。まずは、桜宮高校体罰事件が発生する以前のデータから検討していきたい。

2011年の文部科学省の調査によると、体罰により懲戒処分を受けた教職員は404人であった。処分の内容は、訓告等が278人、戒告54人、減給52人、停職20人である。免職は0である。まずは、この数字から、「体罰」に対する処分の「軽さ」とでもいうべき教育行政の価値観が指摘できるのではないだろうか。

先に教育公務員に関する懲戒処分の種類と内容について説明しておきたい。教育公務員の「懲戒処分」には重いものから、「免職」「停職」「減給」「戒告」の4段階がある。「免職」は解雇、「停職」は一定期間その職を停止すること、「減給」は一定期間給与を削減すること、「戒告」は給与上の処分はないが、任命権者で

ある都道府県の教育長から行為を戒める内容の文書が提示される。いずれも懲戒処分は公務員の身分上の処分である。つまり政令指定都市を除く多くの県費負担教職員は、その身分は任命権者である都道府県教育委員会にあるため、たとえ市町村立学校の教員であってもその処分を下すのは都道府県教育委員会となる。

ところが、「訓告」は懲戒処分ではなく、服務上の処分、つまり公務員として「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念」¹⁾していない状況であることに対し、処分されるわけである。身分上の処分である懲戒に対し、「訓告」は服務上の処分となる。また「懲戒」は、その懲戒処分が発令される際に辞令が任命権者により交付される。つまり、その辞令の内容を教員の履歴として履歴書に記載する必要がある。それに対し服務上の処分とは、教員としての職務に著しくふさわしくない行為に対し、服務監督者から指導や助言を行うものであるから、履歴上は特に残るものではない。なお、「諭旨免職」は本来であれば懲戒処分となっても致し方のない行為に対し、その行為の非を諭し、自主的に辞職することを勧め、その結果本人の意思により依願退職という形式で辞職を認めるものである。懲戒免職処分の場合退職金は支払われないが、諭旨免職の場合は形式上は依願退職であるため退職金は支払われることになる。

この任命権者と服務監督者の違いは、教員は一般の公務員と違い、その人事の複雑さに起因している。

政令指定都市以外では各都道府県が教員の任命権や人事権を持つが、特に義務教育段階では市町村立学校が多く、実際に勤務する学校は市町村立の学校となる場合がほとんどである²⁾。

つまり、市町村の教職員でありながら、その身分は都道府県にあり、給与も都道府県から支給される県費負担教職員という立場になる。このため市町村教育委員会は、当該地方自治体が設置した学校に勤務する県費負担教職員のサービスを監督するという立場になっている。この公立教員の任命権者と服務監督者が違うということは、県費負担教職員がなんらかの不適切な行為を行った場合、その行為が懲戒処分に相当すると判断されれば任命権者である都道府県教育委員会から懲戒処分の辞令が交付される。一方、懲戒処分とまでは判断されず、しかし不適切な行為ではあったが今後の改善の見込みがあると判断されるのであれば、服務監督者である市町村教育委員会の教育長が「訓告」、つまり文書や口頭によって「二度とこのようなことのないように」といった指導が行われる仕組みになっている。

なお、特に高等学校に多い都道府県立学校においては、任命権者と服務監督者がともに都道府県教育委員会であるため、懲戒も訓告も同一都道府県教委によって行われる。

この処分の対象となる教員にとってみれば、「訓告」処分となるか「懲戒」処分となるかでは、身分的には当然のことながら、心理的にもその重圧の度合いには違いがある。本音で言えば、できることならば訓告処分ですんでほしいと願うのではないだろうか。服務上の処分であればそれは自身の履歴に残るものではないが、懲戒処分となると、その処分の内容を履歴に記載する必要がある。実は単なる履歴上の問題だけでは済まされない事情もある。仮に1か月の停職処分となった場合、その期間の停職、つまり無給の期間が1か月というだけでは済まされない。その後の昇給や昇進においても、他の者より1

か月遅れることになり、これを生涯賃金で考えた場合の減給や、昇進のタイミングの遅れなど、人生設計の上でも大きな躓きとなってしまふ。

さて、このような懲戒処分制度や処分の実状の中において、体罰における教員の懲戒の状況を再度見ていきたい。表1は2007年から2011年まで教職員が体罰によって処分された件数である。この5年間、体罰によって懲戒免職処分となったものは実に一人もいない。さらにそれ以外の懲戒処分をみても、「訓告」の数にと比較してみると、実に半数程度の150人以下となっ

ている。

さらに過去の調査（1993-2005）を見ると、体罰による懲戒免職処分になった例が2件あったことがわかった。新しいものから、1件目は2003年北九州市において部活動指導で体罰を行ったとして中学校男性教諭が懲戒免職になったというもの、2件目は2000年度熊本県であった体罰で、男性教諭が懲戒免職となったという例である。体罰において懲戒免職処分となるのは非常に稀なケースであるため、この事例を当時の新聞報道から見ておきたい。

表1 体罰による処分の推移（文部科学省調査³⁾より引用し、筆者作成）

	懲戒処分				合計	訓告	諭旨免職	総計
	免職	停職	減給	戒告				
2007年度	0	15	57	52	124	247	0	371
2008年度	0	17	75	48	140	236	0	376
2009年度	0	11	71	68	150	243	0	393
2010年度	0	13	52	66	131	226	0	357
2011年度	0	20	52	54	126	278	0	404

表2 体罰による処分の推移（文部科学省調査⁴⁾より引用し、筆者作成）

	懲戒処分				合計	訓告	諭旨免職	総計
	免職	停職	減給	戒告				
1993年度	0	4	16	45	65	193	0	258
1994年度	0	6	18	43	67	212	1	280
1995年度	0	8	27	39	74	236	1	311
1996年度	0	8	34	68	110	297	0	407
1997年度	0	5	37	67	109	305	0	414
1998年度	0	11	44	59	114	269	0	383
1999年度	0	9	40	65	114	271	2	387
2000年度	1	7	56	68	132	259	1	428
2001年度	0	15	56	54	125	299	0	424
2002年度	0	18	63	56	137	313	1	451
2003年度	1	21	71	80	173	320	1	494
2004年度	0	20	66	57	143	277	0	420
2005年度	0	18	64	64	146	300	1	447
2006年度	0	17	82	70	169	254	1	424

〈2003年北九州市体罰問題〉

この懲戒免職の事例は、実は一度免職処分になった後、同市人事委員会によって処分が重すぎるとして停職6か月の懲戒処分に修正裁決されたという非常に稀なケースである。

そもそもの体罰及び懲戒にいたる経緯であるが、卓球部の顧問であった当時35歳男性教諭が、部活動の指導において体罰を繰り返し、生徒を不登校や自律神経失調症などに追い込んだとして、2003年11月26日に懲戒免職処分となったというものである。体罰の内容としては、2001年7月から2003年9月にかけて、複数の男子部員を殴ったりけったりし続け、練習でミスをした試合で負けたりすると「カス、ザコ」「死ぬところまで追いつめるけの⁵⁾」などと大声で怒鳴ったりしたというものである。これらの暴行を受けた2年生の部員は、登校前に嘔吐を繰り返すようになり、1週間学校にいけなくなった。1年生の2人は、腹痛などを訴え、自律神経失調症や過敏性大腸症候群と診断された。北九州市教育委員会は保護者からの訴えで実態を知り、2001年の年度末に指導を行っていたが、2003年度9月再度保護者から指摘を受けたため、懲戒免職処分を決定したという経緯である。さらに校長の責任も問い、校長もあわせて減給3か月の処分が下された⁶⁾。

ところが、この処分を不服とした男性教諭が2003年12月、北九州市人事委員会に申し立てた。人事委員会は「関係者の証言などから暴行や暴言は事実と認定したが、体罰を理由にした懲戒免職処分が全国的に極めてまれなことや、保護者や同僚教諭ら約5600人が処分軽減を求める嘆願書を集めたことなどから修正裁決した」⁷⁾(傍点筆者)という。これにより男性教諭は懲戒免職処分が修正され、停職6か月後、2005年の4

月に別の中学校に復職した。

修正裁決の理由の一つに「体罰による懲戒免職処分は全国的に極めてまれ」と述べられている。まさに体罰を理由に簡単には懲戒免職処分とすることができないということを言いあらわしている。そして一度は免職したものの復職を可能にしている。もちろん嘆願書なども考慮された結果ではあるが、当時としてはやはりそれが妥当な判断であったと解されても仕方のない社会情勢であったと言えよう。

しかしながら、嘆願書において保護者などから5600人もの署名があったことも特筆すべきであろう。この行動を裏付けるような北九州市の体罰に対する市民の意識調査がある。2001年7月19日に報道発表⁸⁾されたものであるが、教師の体罰を容認する市民が68%に上るというものである。これは市が2000年7月～8月にかけて行った「人権問題に関する意識調査」の結果であり、調査は無作為抽出した20歳～79歳の市民4550人を対象に「どんな事情があっても、教師は生徒に体罰をすべきでない」という質問を行ったものである。その結果、「そう思わない」と答えた体罰容認派は男性74%、女性65%で、年代別では30歳代が76%で最も高く、70歳代が54%で最も低くなっており、世代が上がるにつれ、減る傾向があった。なお「そう思う」と答えた人は全体の20%であった。つまり、この当時の市民感覚としては、多数が体罰は教育上必要であると捉えていたことがわかる。とはいうものの、この結果に対して同市人権啓発センター所長が「結果はあくまで市民の意識であって、子どもの人権を守るために体罰がいけないことに変わりはない」と述べており、「市民にも啓発していく」⁹⁾としていることから、このような市民感覚が行政的にはあまり好ましく

ないものであるという判断もあったことを付け加えておきたい。

北九州市の男性教諭の事例は、当時体罰によって懲戒免職が非常に重すぎる処分であることと、体罰は時には必要であるという市民感覚により、復職が可能となったものであると言えよう。この市民感覚は決して北九州市に限ったことではない。まさに多勢が漫然と「体罰は必要」と感じている現状こそが、教育現場に体罰を持ち込ませてしまう要因の一つであり、さらに体罰を行っても嚴重な処分には至らない原因と考えるべきであろう。

〈2000年熊本県女子児童全裸体罰事件〉

この事例が事実上、桜宮高校体罰事件以前において、直近で唯一懲戒免職処分となった事例である。まずは体罰の内容について時系列で述べる。

2000年10月30日（月）、熊本県玉名郡内の小学校で写生大会が行われた。当時33歳だった3年生担任の男性教諭が、資料室で児童たちの持ってくる製作途中の作品を見ていたところ、女子児童7人の作品がいくつか同じテーマであることに気づいた。そのため男性教諭は対象となる女子児童7人を資料室へ呼び、「自分で考えないのは動物と同じ。動物の気持ちになって反省しなさい」と服を脱ぐように言い、自ら服を脱いだ女子児童に対し、さらに動物のように四つん這いになるよう指示した。このときこの女子児童らのほかに児童はいなかったという。結局男性教諭の許可がでるまでの数分間、この女子児童たちは全裸でいた。その後、男性教諭は服を着るように指示し、一人ひとりの考えを聞いてから、再び絵を描くように指示した¹⁰⁾。以上が「体罰」として問題となった行動である。

これが事件として明るみに出るのは、体罰の当日、女子児童の保護者が町教育委員会へ連絡をしたことによる。保護者からの連絡を受け、町教育委員会は学校側へ翌31日（火）に知らせている。ところが、連絡を受けた校長はこの当時「出張が重なって忙しかった」¹¹⁾という理由で、直接男性教諭に話を聞いたのは土曜日の11月4日¹²⁾になってからであった。

この時の事情聴取において男性教諭は事実を認め、「配慮が足りなかった」と反省し、学校側もこれを「行き過ぎた指導」と認め、保護者に謝罪をすることを決めた。

11月7日（火）夜、学校側は7人の女子児童の保護者を学校に集めて謝罪を行った。しかし学校側が熊本県教育委員会へ報告したのは事件発生から20日後の11月18日（土）のことであった。この間も男性教諭は担任を続けていた。

県教委に報告したことで学校側は初めて事の重大さを理解することになる。学校は19日（日）に臨時職員会議を開いた。会議で議論された具体的な内容は明らかにされてはいないが、話し合った内容の1つには、女子児童の中には保護者に「思い出したくない」と訴える子供もいるため、7人の精神面でのケアについてというものもあった。翌20日（月）の朝には小学校で全校集会を開き、校長が全校児童に謝罪を行った。また、町教育委員会は、男性教諭を21日（火）から自宅待機処分とした。

28日（火）になって地元の議会による全員協議会が開かれた。出席者は、議員と教育長、校長、教頭などであった。この中で学校側が議員らに事件の経緯を説明後、教育長も含め謝罪をしている。その際議員から過去にも事故をおこなっているのではないかと、という質問があり、男性教諭の体罰が以前からあったのではないかと、

という疑問の声があがった¹³⁾。

その後さらなる調査により、男性教諭が他にも服を脱がせる「体罰」を行っていたことが分かった。明るみになった別の体罰は、同じ年の10月上旬午後3時ごろ、片付け作業がなかなか進まないことを理由に、担当する学級31人うち、男女20人を罰としてベランダに出し、服を脱ぐように指示したというものである。男児の一人がポロシャツを脱ぎ、ズボンを脱ぎかけたところでやめさせたとしている。また同じ月の21日には、女子児童3人のほおを平手でたたき体罰を加え、そのうちの一人が、しばらく耳が聞こえづらくなり通院していた。さらに3年前の10月下旬にも、当時3年生の男子児童の頭を鉄製の三角定規でたたきという「体罰」を加え、十針ほど縫うけがをさせたこともあった。しかしこれらの別の体罰について、町教育委員会はまったく把握していなかった¹⁴⁾。

その後学校は、もともと予定されていた授業参観の日であった12月1日に、全校児童の保護者に対して説明会を開き、ここに130人ほどの保護者が出席した。次々と明らかになる男性教諭の体罰問題で、校長は一連の事件を報告するとともに保護者に謝罪した。その後保護者から男性教諭に厳しい処分をしてほしいとの意見や、学校側の対応の遅さにも非難の声が上がった¹⁵⁾。

その一方で、熊本地方法務局玉名支局が児童に対する人権侵害の疑いがあるとみて、学校関係者から事情聴取もおこなっている¹⁶⁾。

そして12月4日、熊本県教育委員会は男性教諭を懲戒免職処分とした。児童らの尊厳を著しくないがしろにし、教育に対する信頼を損なわせた、というのがその処分理由である¹⁷⁾。さらに県教委は校長と教頭に対しても的確な対応をしなかったとして、それぞれ減給処分と戒告処

分とした。さらにはこの学校のある町が、町教育長を減給処分とすることを町議会に提出し、14日、賛成多数で可決された。実は、それ以前の11月25日に、教育長は町長に辞職願を出していた。しかし当時、町には教育委員が3人しかおらず、うち一人は入院中であったという現状から、減給処分案を提出したという背景があったからという説明である。この教育長の減給処分によって、女子児童全裸体罰事件は、一応の決着を見せたわけである。

3 「わいせつ行為」と「体罰」

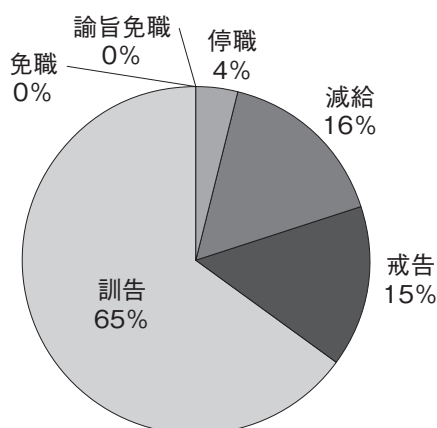
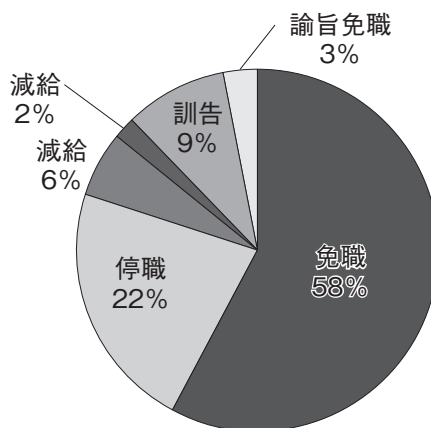
3. 1 わいせつ行為と体罰の行政処分の比較

2000年の熊本県女子児童全裸体罰事件によって懲戒免職となった事例と、2012年度の桜宮高校体罰事件との間には決定的な違いが指摘できる。それは、女子児童全裸体罰の事例には「わいせつ行為」というニュアンスがふくまれていることである。残念ながら報道上からでは男性教諭に明確なわいせつ目的があったかどうかは判断できないが、いずれにしても男性教諭が女子児童を裸にするということは異常な行為であると判断されたことは間違いない。それゆえにこれまでの体罰に対する処分よりも非常に重い処分となったと考えられる。

これを裏付けるものとして、体罰に対する懲戒処分の軽さに対して、「わいせつ行為」に対しては非常に重い処分が下される傾向にあることが文部科学省の調査からわかる。表3はわいせつ行為により懲戒等の処分を受けた教員数を表したものである。2011年度では全体で170人が処分され、この中でも最も重い懲戒免職処分となった教員は101人にのぼる。つまり、「体

表3 わいせつ行為による処分の推移（文部科学省調査¹⁸⁾より引用し、筆者作成）

	懲戒処分				合計	訓告	諭旨免職	総計
	免職	停職	減給	戒告				
2007年度	83	43	9	4	139	14	11	164
2008年度	99	41	16	4	160	12	4	176
2009年度	100	24	9	5	138	12	3	153
2010年度	105	38	6	3	152	21	2	157
2011年度	101	38	9	3	151	18	1	170

図1 体罰行為による処分 (2007-2011)¹⁹⁾図2 わいせつ行為による処分 (2007-2011)²⁰⁾

罰」に比べ、「わいせつ行為」を行った者に対しては非常に重い処分が下される傾向にある。

しかし一方、先にも述べたとおり、体罰による処分の状況は、多くが訓告という非常に軽い処分で済まされている。訓告は当該教育委員会の教育長によって文書や口頭で戒めが行われるものである。懲戒処分にはあらず、法的にも教員のキャリア的にも記録には残らない。

「体罰」に対する処分が「わいせつ行為」に比べ軽いものとなる根拠は明確に述べられているものはないが、教育公務員が処分される場合、基準例や前例にのっとってその処分が決定するケースが多い。では、教育公務員を懲戒処分とする場合、いかなる基準が設けられているのか。明確な基準を設けている横浜市の懲戒処分の基

準を次に見ていきたい。

3. 2 横浜市における懲戒処分標準例

横浜市教育委員会では教育公務員の懲戒処分の標準例・処分量定一覧²¹⁾を公表している。横浜市の事例からも、体罰に対しての処分の軽さが見て取れる。これをもとに体罰に関する処分の軽さを検証してみたい。なお、横浜市が体罰に対して、特別処分が軽いというわけではなく、基準を公開していることもあり、むしろ他の自治体よりも厳しい傾向にあることを付言しておきたい。

横浜市教育委員会は、2004年7月13日に「教育公務員に適用する懲戒処分の標準例」を策定し、全教職員に標準例を配布した²³⁾。この標準

例は、「市長部局の標準例をもとに、教育公務員特有の事由及び特に厳正な処分を行う必要のある自由を追加・修正したもの」であり、その目的は「処分の公平性、透明性を担保するとともに、不祥事の抑止効果を狙ったもの」²⁴⁾であると述べている。さらに2011年9月には懲戒処分を行うに際しての基本的な考え方を「横浜市立学校教育公務員の懲戒に関する指針」²⁵⁾を定めた。そして2013年8月には市長部局の標準例一部改正に伴い、「教育公務員に適用する懲戒処分の標準例」においても、セクシャル・ハラスメント

以外のハラスメントについて処分量定を、一般服関係に加えている。さらに特徴として、「教育公務員に対し、特に厳正な処分を行う必要のある事由」²⁶⁾として「体罰等」「わいせつ等行為」「教育公務員として不適切な行為」と取り上げ、これらについては標準例を別に定めている。以下、「体罰等」「わいせつ等行為」「教育公務員として不適切な行為」について表4に示した。

2013年7月、2名の教諭が横浜市教育委員会管内において体罰行為により懲戒処分されている。1人は40歳代の中学校教諭で、処分内容は

表4 横浜市教育委員会 懲戒処分の標準例²²⁾

事由		免職	停職	減給	戒告
教育公務員として不適切な行為	ア 学校における業務データ等の不適切な管理				
	※ 学校における業務データ等の取扱いとは、教育委員会事務局において定められたルール等をいい、校長においては、学校組織としての対応を遵守しなかった場合にも同様に処分することとする。				
	イ 校外学習、部活動中の飲酒等の不適切行為				
	ウ 他教員等の明白な非違行為等を容認した場合				
	エ その他、教育公務員として不適切な指導を行った場合				
	オ 本市教育に対して、重大な信用失墜を与えた場合				
体罰等	ア 児童・生徒に体罰を行い負傷させた (精神的な後遺症を与えた場合も含む)				
	処分歴有り				
	イ 児童・生徒に体罰を行ったが負傷には至っていない (精神的な苦痛を与えた場合も含む)				
	処分歴有り				
	ウ 児童・生徒に対し、悪質又は常習的な体罰を行った。				
	※処分歴には、文書訓戒・嚴重注意を含む。				
	※傷害度、苦痛度、手段、指導経過、事後処理、司法の措置等の内容によっては、量定を加重及び軽減する。 ※侮辱的な言葉等の精神的な侵害を内容とする不適切な行為については、この体罰の量定に準じて扱う。				
わいせつ行為及びセクシャルハラスメント等	ア 児童・生徒に対する行為				
	身体的接触等をし、又は法律・条例等に違反する行為をした（未遂を含む）				
	セクシャル・ハラスメントをした				
	イ 保護者に対する行為				
	身体的接触等をし、又は法律・条例等に違反する行為をした（未遂を含む）				
	セクシャル・ハラスメントをした				
	ウ 児童・生徒及び保護者以外の者に対する行為				
	法律・条例等に違反する行為をした（未遂を含む）				
	セクシャル・ハラスメントをした				

「戒告」である。体罰行為の内容は「当該教諭は、平成24年8月5日、顧問を務める部活動の練習中に、指導したことが伝わっていないなどの理由から、所属する生徒に対し臀部を右足甲で蹴る体罰を3回行った」²⁷⁾というものである。推測でしかないが、おそらくこの40歳代中学校教諭は、(発覚したということにおいては)これが初めての体罰であり、生徒に負傷もなかったゆえに、「戒告」処分が妥当と判断されたのだろう。

もう1人は50歳代の教諭で、同様に体罰による「戒告」処分である。体罰行為の内容は、「当該教諭は、平成24年3月29日～12月29日の間、顧問を務める部活動の練習試合中に、気持ちの入らないプレーを指導するためなどの理由から、所属する生徒に対し頬や頭を叩く体罰行為を6回行った。そのうち1回は、生徒の鼓膜に穴を開ける怪我を負わせた」²⁸⁾というものである。やはりこの50歳代教諭も体罰が発覚したのは今回が初めてであることから、「戒告」という処分が下されたと考えるべきであろう。

同市教育委員会の標準例に基づくと、「戒告」は最も軽い処分である。しかし、先に見た文部科学省発表のとおり、多くの体罰は「訓告」で処分されていることを鑑みると、この事例に対し、横浜市の出した「戒告」処分は重いものと考えられるべきである。その一方で、40歳代教諭と50歳代教諭の処分が同じ「戒告」であることにも疑問を生じさせる。体罰の内容はいずれも部活動指導において、練習やプレーに対し気持ちを発奮させるために行われたものであると解釈できる。しかし、その結果50歳代の教諭は生徒に外傷を負わせてしまっている。もちろん、同市の標準例に照らし合わせれば、たとえ児童生徒に負傷を負わせたとしても「戒告」から「停職」までの基準が設けられているため、

結果「戒告」となっても何ら問題はない。さらに言えば処分歴がない限り、「免職」という最も重い処分には該当しない。しかしながら40歳代教諭の行った体罰と、50歳代教諭の行った体罰を比べ、同じ処分というのは妥当なものと考えてよいのであろうか。

この2つの処分から考えられるのは、おそらくは外傷のあるなしにかかわらず、(発覚が)初めてであればもっとも軽い「戒告」処分とするのが慣例であったと考えられる。しかし体罰の「回数」によって処分の軽重が決定するならば、体罰を受け、怪我を負った生徒側からしてみれば、納得のいくものであるとは考えにくい。処分の軽重の判断には、体罰を受けた児童生徒の状況も含める検討をすべきと考える。

その一方で、「わいせつ行為」は1度の行為でも非常に重い処分が下されている。こちらはその被害を受けた児童生徒の心情も加味された結果とも捉えられるが、それ以上に公務員としての信用失墜行為が多分に影響しているものと考えられる。

次に横浜市教育委員会が「わいせつ行為」により処分した事例を取り上げたい。

2013年2月、中学校教諭がわいせつ行為により懲戒免職となった。わいせつ行為の内容は、「当該教諭は、女子生徒2名に対し、平成24年1月から7月までの間に、わいせつ行為を行ったとして、同年11月1日、児童福祉法違反(児童に淫行をさせる行為)の容疑で逮捕された。その後、同年11月21日及び12月7日に横浜地方裁判所に起訴された」というものである。確かに犯罪行為として許されるものではないのは明白である。この件に関し、教職員人事部長も「教育公務員の信用を大きく失墜させる不祥事が起きたことは、極めて残念であり、誠に許し

がたいことでもあります」²⁹⁾と述べている。このことから嚴重な処分が下された理由は、「教育公務員の信用失墜行為」が影響している。なお、前述の体罰による処分を下された40歳代教諭に対する人事部長のコメントは「体罰は許されないことであり、体罰の根絶を目指して全市の取り組んでいるところであるにもかかわらず、このようなことがおこったことは極めて遺憾です」と述べ、50歳代教諭に対しては「体罰や教職員の非行³⁰⁾などの不祥事の根絶を目指して全市的に取り組んでいるところであるにも関わらず、このようなことが起こったことは極めて遺憾です」と述べている。このことから、「わいせつ行為」という不祥事による逮捕は、教育公務員の信用失墜行為としては重大な内容との理解ができる。

では、「わいせつ行為」によって「逮捕」という事件性の高さゆえに懲戒免職処分になったのかということ、必ずしもそうではない。同様に横浜市において、2012年8月30日、小学校教諭（臨時的任用職員）がわいせつ行為によって懲戒免職となっているが、その行為の内容は「平成24年7月27日、学校内において、当該教諭が担当する学年の女子児童の下着をめくる行為を行った」³¹⁾というものである。この事例では刑事事件に発展はしていない。それにもかかわらず、懲戒免職という厳しい処分が下されたのである。

処分の基準を明確にし、公表も行っている横浜市でさえ、体罰行為はわいせつ行為よりも軽い処分を課す傾向にある。この現象は、横浜市に限らず全国的にも言えることであろう。まさに体罰には「甘い」という現状が浮き彫りになっている。

なぜか。それは教育現場において「体罰」は「指導」の延長線上にあると考えられているこ

とにあると言わざるを得ない。「体罰」が行われた場合、「不適切な指導があった」と表現されることがある。教員は一生懸命指導しようとしたが、結果的に体罰を行ってしまい、それが「不適切な指導」となってしまったという考え方である。つまり不適切ではあるものの、「体罰」は「指導」という領域において行われると捉えられているのである。一方の「わいせつ行為」は、「指導」とは全く無縁の、個人的な性的嗜好により、変質的な行為として理解されている。「わいせつ行為」には教育上の理念や過失はまったく存在しないものであるという捉え方である。それ故に、教育公務員としての信用を著しく失墜する行為であると理解され、わいせつ行為には厳しいものになっているというわけである。

であるならば、「体罰」は教育公務員として著しく信用を失墜する行為ではないのか。再度横浜市の事例を借用するが、2012年8月に小学校教諭が一般人に対して行った暴力行為によって停職2か月の処分が下されている³²⁾。同じ「殴る」という行為でも、児童生徒に行うことと、一般人に対して行うことでははるかに一般人に対して暴力行為を行うことの方が、重い処分が下されている。

児童生徒に対しての暴力行為は指導上の延長で、一般人に対しての暴力は信用失墜行為である、という理屈が果たして納得できるものなのか。この現象も今後は十分に検討していく必要がある。

これらの現実としての体罰行為への処分の「甘さ」に関する実態を踏まえ、桜宮高校体罰事件後、文部科学省が行った全国調査を見ていきたい。

4 体罰の実態把握—文科省調査より—

2013年1月23日、文部科学省は、全国的な体罰の実態調査を行うことを初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長通知で各都道府県・指定都市教育委員会等に対して依頼した。この調査では例年行っていた公立学校のみを対象に調査していた「公立学校教職員の人事行政状況調査」を国立学校、私立学校にも広げて行った。この調査の結果を第1次（2012年4月～2013年1月）と第2次（2012年度）と分けて報告を行った。

〈第1次報告〉

2013年4月26日に報告された第1次の内容では公立学校の体罰の実態が報告され、実に840件の体罰発生が確認された。さらにこの期間における体罰による懲戒処分の内訳は、懲戒免職が2名（内1名は桜宮高校教諭、もう1名は神戸市の男性教諭）、停職9名、減給43名、戒告30名で、訓告等が519名、諭旨免職が1名であった。

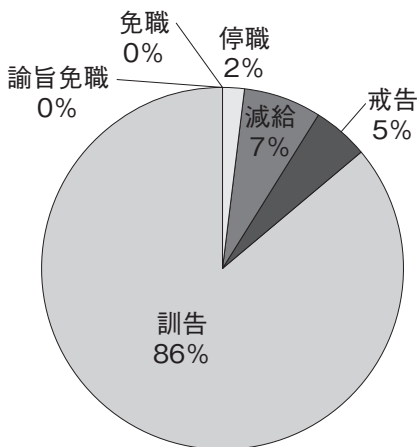


図3 体罰調査第1次報告による処分状況

ここで2012年度神戸市で懲戒免職処分となっ

た体罰の事例についても述べておきたい。

〈神戸市体罰による懲戒免職の事例〉

神戸市の男性教諭に懲戒処分が下されたのは2012年7月13日のことである。当時60歳であった男性教諭が、知的障害がある特別支援学級の11歳の男子児童に対して、体罰や暴言を繰り返したというものである。

報道資料³³⁾によると、免職となった教諭は、2011年9月ごろから授業中に頭をこぶしで小突くというような体罰を繰り返し、さらにはカッターやはさみを見せて、男子児童に「お腹を切って（給食を）入れた方が（食べるより）早いのと違うか」と脅迫めいた暴言を吐いたという。児童が児童養護施設の職員に相談したところから、同年12月に体罰の事実が学校側に伝わり、直後に校長が対象の教諭に指導した。これによって、体罰は収まったという。

しかし、その後も教諭は男子児童に対し、不名誉なあだ名をつけて呼んでいたため、再度校長から指導を受けることとなった。校長の指導ののち、教諭は2012年5月に男子児童の父親に謝罪をしたが、その後も男子生徒に対して針金をコンセントに近づけて感電させるふりをして脅かすなどの行為があったため、神戸市教育委員会は、再三の指導がありながら児童を侮辱した行為を繰り返し、過去に体罰による処分もあるという理由により、免職という厳しい処分を下した。

さて、この神戸市の事案から指摘できることは、体罰が直接的な免職処分の理由ではないということである。確かに最初の校長指導こそ有形力による体罰であったが、免職というもっとも厳しい処分が下された理由は、再三の指導があったにもかかわらず、改善する様子の見られないことが理由である。つまり、指導しても改

善の余地がなく、本来の教員としての資質に問題があるという見方である。一度目の指導の後、男性教諭による有形力の行使としての体罰は一応止んだと判断している。しかし、暴言や脅迫まがいの言動により、男子児童を精神的に傷つけ、人権侵害を繰り返したことが厳しい処分となった直接の理由であろう。

体罰件数の倍増は、やはり桜宮高校の事件が背景にあることは言うまでもない。しかし、その影響が大きく表れたのは第2次報告であった。

〔第2次報告〕

第2次報告は、同年8月6日に発表された。第1次の調査をもとに、より綿密に分析されたものである。さらに、第1次では公立学校のみであったが、第2次では国立学校と私立学校も加えられた。発表内容の留意事項には「第1次報告で報告した事案も含めた、国公立学校に係る最終的な集計結果。児童生徒や保護者への調査など、正確な実態把握のために各地域で手法を工夫して行った調査の結果、新たに把握された事案についても、この第2次報告で集計している」³⁴⁾と記されている。

具体的に第2次報告の内容を見ていきたい。

2012年度中に発生した体罰件数は、国公立合計実に6,721件であった。これは第1次報告の件数を大きく上回るものである。この数字の大幅な増加は、もちろん桜宮高校体罰事件を受けて、調査を厳密化したことによるものであり、決して国立学校と私立学校にて体罰が多発していたわけではない。第1次調査と比べ、この数字の大幅な上昇についての言及はここでは避けるが、いずれにしても2011年度までの体罰に関する調査とは、全く別の数字として表れてきたことに間違いはない。

この調査においては、体罰を行った場面や場所についても詳しく数値化され提示されている。そこで体罰が行われた場所に注目してみたい。

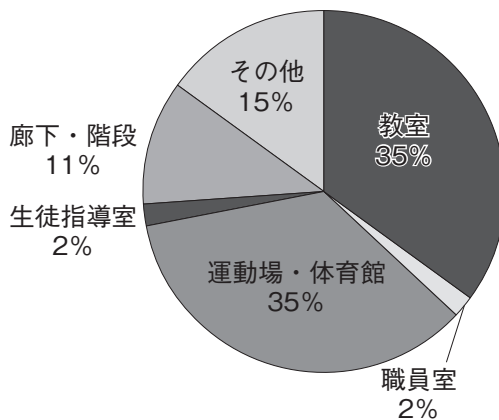


図4 体罰の行われた場所（第2次調査より筆者作成）

図4からもわかるように、実に体罰が行われている場所は教室や運動場・体育館など、担当教員以外の他の教員が同席している可能性が低い場面で行われていることが指摘できる。一方、職員室や生徒指導室など、他の教員や第三者が介入する可能性が高い場所における体罰は非常に低いことが読み取れるであろう。

同様に体罰が発生した場面を見てみたい。

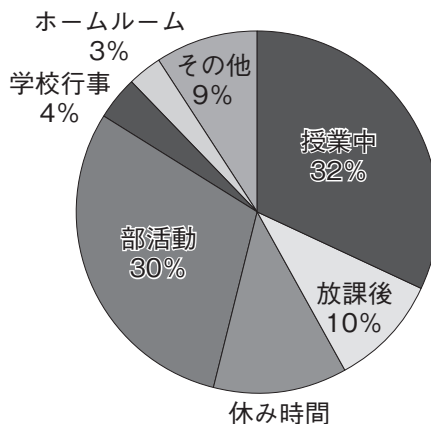


図5 体罰が発生した場面（第2次調査より筆者作成）

この図5で示された通り、体罰が発生した場面は授業中が最も多く、次いで部活動であった。この2つの結果から、体罰を行う教員の傾向が読み取れよう。

体罰を行う多くの教員は、決してそれを公の場で行うことはない。先にも述べたが第三者が介入しやすい場面では体罰行為には至らない傾向がある。そして、教室や部活動で多く発生しているということからも、「体罰」は「指導」の場面で起こりやすいことがわかる。まとめると、第三者が介入しにくい授業や部活動の閉鎖的な指導場面において、体罰が発生しやすいことになる。

以上のような調査分析を受け、文部科学省や各自治体において、体罰根絶に向けたガイドラインが早急に作成されることになった。以下、それらガイドラインに焦点を当て、述べていきたい。

5 桜宮高校体罰事件のその後～体罰根絶ガイドライン

5. 1 文部科学省

桜宮体罰事件を受けて、文部科学省は体罰に関する通知を2回出している。2013年3月13日、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」と、同年8月9日の「体罰根絶に向けた取組の徹底について」の2つである。2通知を各都道府県教育委員会教育長、市町村教育委員会教育長、各都道府県知事、その他関連する各局へ出した。これに加え、運動部活動に関する調査報告書を同年5月27日に提示し、その中で体罰に関するガイドラインを示している。この項ではこれら3点について具体的に見ていきたい。

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」

3月に出された1回目のその主な内容は、「1 体罰の禁止及び懲戒について」、「2 懲戒と体罰の区別について」、「3 正当防衛および正当行為について」、「4 体罰の防止と組織的な指導体制について」、「5 部活動指導について」の5項目について記されている。「1 体罰の禁止及び懲戒について」では、学校教育法施行規則に定められた懲戒である退学、停学、訓告のほかに、「児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割り当て、文書指導などがある」としている。「2 懲戒と体罰の区別について」では、

「(1)教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する」

としている。続く「3 正当防衛および正当行為について」では、「教員がやむを得ずした有形力の行使は」体罰に該当しないと明記されている。これら1～3の項目において、それま

表5 体罰と懲戒の区別（文部科学省通知をもとに作成）

体罰	学校教育法施行規則で定められた懲戒	その他の懲戒
身体に対する侵害を内容とするもの 殴る 蹴る 肉体的苦痛を与えるもの 特定の姿勢を長時間にわたって保持させるなど 長時間の正座 長時間の直立	退学 停学 訓告	注意 叱責 居残り 別室指導 起立 清掃 宿題 清掃 学校当番の割り当て 文書指導

で議論の対象となっていた、どこまでが懲戒でどこからが体罰か、という疑問に答えた形となった。

文書指導「体罰根絶に向けた取組の徹底について（通知）」

次に2回目の通知である「体罰根絶に向けた取組の徹底について」（8月9日）であるが、こちらは、文部科学省が行った体罰に関する実態調査の第2次報告（8月6日）が行われた直後の通知である。第2次報告によって、体罰の件数が6700件を超えることが明らかになり、より厳重に体罰に取り組むことを求めた内容である。以下、その概要を記す。

「1. 体罰未然の防止」では、次の3点が求められている。(1)決して体罰を行わないよう、行内研修等を通じて徹底し、懲戒・体罰の区別等のより一層の理解を図ること、教育委員会及び学校は、体罰根絶の指導方針を保護者や地域住民東都認識を共有する努力が求められた。(2)指導困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにせず、組織的な指導を徹底すること、たとえば指導が困難な児童生徒がいても、体罰によらず、粘り強い指導や懲戒によって児童生徒が安

心して学べる環境を確保すること、など、組織的な指導体制を築くことが求められている。(3)は部活動における指導についてであり、教育委員会及び学校は、「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」（2013年5月27日）に掲げる「運動部活動での指導のガイドライン」にのっとり、指導者による体罰等の根絶及び適切かつ効果的な指導に向けた取り組みを徹底することが求められた。

「2. 徹底した実態把握及び早期対応」について、(1)教育委員会及び学校は、継続的に体罰の実態把握に努めることが求められ、(2)学校の管理者は、教員が体罰等³⁵⁾を行った場合は、教員が直ちに報告や相談ができる環境を整えること、教育委員会は体罰等が発生した場合には迅速に対応すること、生徒指導部局と服務担当部局との適切な連携体制等を整備すること、が求められている。さらに体罰等の報告・相談があった場合には、学校の管理職は直ちに関係する児童生徒、教員から聴取し、その結果を教育委員会へ報告し、被害を受けた児童生徒の心身回復に真摯に対応すること、報告を受けた教育委員会は事実関係の把握など迅速に対応すること、県費負担教職員の服務監督権者である市町村教育

委員会は、都道府県教育委員会に事案及び対応措置を報告すること、が求められた。そして(3)体罰を行ったと判断された教員には厳正な処分を行うこととして、特に次のような場合にはより厳重な処分を行う必要があるとした。

- 「1 教員等が児童生徒に傷害を負わせるような体罰行った場合
- 2 教員等が児童生徒への体罰を常習的に行っていた場合
- 3 体罰を起こした教員等が体罰を行った事実を隠蔽した場合等」

である。

次に「3 再発防止」では、教育委員会及び学校へ、実態把握の結果を踏まえた再発防止策を適切に講じることを求め、体罰を起こした教員等に対しては、研修等をおこなうことで再発防止を徹底することを求めた。

この通知の示唆するところは、今後は体罰を行った教員に対する懲戒処分の厳罰化に向かうということである。第2節で述べたが、桜宮高校体罰事件以前は、体罰を行った教員が免職処分となることは非常に稀なケースであった。しかし、この通知により、「傷害を負わせる」「常習的」「体罰を隠蔽」ということがキーワードとなり、明文化されたわけである。桜宮高校体罰事件に見られたような、常習的に体罰を行い、傷害を負わせ、しかもそれを隠蔽しようとする教員は、それはすなわち懲戒免職処分の対象になろう。また上記にあげられた体罰行為に関して、どの程度該当すれば懲戒免職という厳罰がくだされるのか、あるいは停職処分なのか、訓告で済ませられるのか。これらの判断は、今までの事例の蓄積から判断されるのではなく、あらたに桜宮高校体罰事件を基準に検討されることになろう。

しかし、その一方で「3 再発防止」の項目に着目すると、「体罰を起こした教員等に対しては、二度と繰り返すことのないよう、体罰を起こした原因等を踏まえた研修等を行うなど、再発防止を徹底すること」と述べられている。先に厳罰化の対象を明文化してはいるものの、やはり多くの教員は研修によって「更生」できるものと考えられていることがわかる。つまり、軽微な体罰であれば、これまでと同様、即懲戒免職処分になるようなことはほとんどないと考えてよい。しかしそれが教員にとって、あるいは児童生徒にとっても、本当に幸いなことであるのか、検討していく必要はある。

運動部活動の在り方に関する調査研究報告書³⁶⁾

2013年3月5日、スポーツ・青少年局長が主体となり、運動部活動の在り方に関する調査研究が行われることが決まった。研究協力者には、日本オリンピック委員会専任理事や日本体育協会専務理事、日本高等学校野球連盟理事など、9名の有識者があげられている。この調査の趣旨としては、「桜宮高校の体罰事案を受けて運動部活動における体罰が問題となっていること」「教育再生実行会議の第一次提言において、運動部活動指導のガイドラインを作成することが提言されていること」を受け、「運動部活動の健全な発展と体罰等の根絶を図る」と述べられている。

この調査結果が同年5月27日に報告された。この報告書の前半部分には「1.本調査研究の趣旨」及び「2.運動部活動の充実に向けた国、地方公共団体、大学、関係団体等の取組、支援への期待」が記され、それに続いて、〈運動部活動での指導のガイドライン〉が述べられている。「1.本ガイドラインの趣旨について」では、

「運動部活動での指導において必要である又は考慮が望まれる基本的事項、留意点をあらためて整理し、示したもの」であり、「各地方公共団体、学校、指導者」が、「運動部活動での具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究」を進めることによって運動部活動が一層充実することを求めたものである内容が記されている。

それに続いて「2. 生徒にとってのスポーツの意義」が述べられており、運動部活動はスポーツ基本法の理念³⁷⁾を実現するものであることが確認されている。「3. 運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等について」では、次の3項目を述べている。

「①運動部活動は学校教育の一環としておこなわれるものです」とし、学習指導要領³⁸⁾で述べられている部活動と教育課程の関連性を強調している。「②運動部活動は、スポーツの技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に意義を有するものとなること」を求め、「③生徒の自主性、自発的な活動の場の充実に向けて、運動部活動、総合型地域スポーツクラブ等が地域の特色を生かして取り組むこと、また、必要に応じて連携することが望まれます」と、閉鎖的な活動からの脱却を求めている。

続く「4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項」では、具体的に次の内容を求めた。

【運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて】

- ①顧問だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう
- ②各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制

を整えましょう

- ③活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう

【実際の活動での効果的な指導に向けて】

- ④適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう
- ⑤肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう

【指導力の向上に向けて】

- ⑥最新の研究成果を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう
- ⑦多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう

この7項目のうち、「⑤肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう」の項では、「体罰等の許されない行為」の例が示されている。

- ①殴る、蹴る等。
- ②社会的通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
- ③パワーハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ④セクシャル・ハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇の発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ⑤身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。
- ⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負担を与える。

「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」においては、先の文部科学省通知より運

動部活動に特化した内容であるだけに、実状に即した対応策が描かれている。文科省通知では「体罰」とする内容が「身体に対する侵害を内容とするもの」と「肉体的苦痛を与えるもの」としていた。しかし、「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」においては、「体罰等」という表現に「精神的負荷を課すもの」も加えている点において、運動部における体罰の実態がより明確に示されていよう。そしてパワーハラスメントやセクシャル・ハラスメントなど、有形力の行使だけに限定せず、これらを「体罰等」として表記してあることが特徴である。さらに同報告書において「これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです」と述べられている。逆に言えばこのような「誤った」考えのもとで体罰を繰り返している指導者がいかに存在しているかを表していよう。

この報告書の考える影響力として、確かにこの内容を理解し、体罰をやめようとする指導者は少なからずいるであろう。しかし一方で問題なのは、このような指針を示しても、今まで通り体罰を中心とした指導法を変えようとしない指導者もいることである。

2013年10月31日の新聞報道³⁹⁾では中学校の柔道部で、外部指導者により体罰があった事実を伝えている。部員3人が30代の男性指導者から平手打ちや蹴るなどの体罰を受け、さらにその事実を口外しないよう言われていたという。もちろん、体罰に対して敏感に反応するようになった社会の変化によって、こうした体罰が明るみにでてきたということもある。しかしそれでもなお、体罰根絶に対峙しようとする指導者がいることは紛れもない事実である。

5. 2 大阪市教育委員会

桜宮高校体罰事件を受け、大阪市教育委員会は2013年9月に「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために 体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針 児童生徒の問題行動への対応に関する指針」と「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」を発表した。

「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために」においてでは、まず最初に述べられているのは「体罰」「懲戒」「暴力行為」「正当防衛、正当行為」に関する定義と具体例についてである。大阪市教委が示す、それぞれの定義について紹介しておきたい。

「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために 体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針 児童生徒の問題行動への対応に関する指針」⁴⁰⁾ より

「体罰」の定義

体罰とは、非違行為を行った児童生徒に対する懲戒の目的をもって行われる行為で、身体的性質を有するものである。体罰は、学校教育法により、禁止されている。また、態様・程度等によっては、刑法上の暴行罪又は傷害罪に問われる場合がある。

許される「懲戒」の定義

法的に許される懲戒権の行使と考えられる行為としては、学校教育法施行規則第26条に基づいて校長が行うことができる退学及び停学（いずれも高等学校及び特別支援学校高等部のみ）並びに訓告のほか、注意、叱責、居残り、別室指導、宿題、清掃、文書指導等がある。

「暴力行為」の定義

暴力行為とは、児童生徒側に非違行為がなく、したがって懲戒を目的とするとは言えない行為で、身体的性質を有するものである。暴力行為は、非のない児童生徒に対して行われる非違行為であり、決して許されない。また態様・程度等によっては、刑法上の暴行罪又は傷害罪に問われる場合がある。

「正当防衛」「正当行為」の定義

児童生徒からの教職員等に対する暴力行為に対して、教職員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使は、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合にあっては体罰・暴力行為には該当しない。

また、他の児童生徒に危害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、(たとえば児童生徒が自身又は他の児童生徒の生命又は身体を危険にさらすような行為を制止する等) 目前の危険を回避したりするため、やむを得ず行った有形力の行使も、同様に体罰・暴力行為に当たらない。

これらの行為は、正当防衛又は正当行為として、刑事上又は民事上の責任を免れ得る場合がある。

大阪市教委が示す体罰と懲戒、そして正当防衛等の定義は、文科省通知を踏襲したものであることがわかる。加えて、大阪市は「暴力行為」を定義している。その内容からは、児童生徒に非違行為がないにも関わらず、懲戒目的として有形力を行使することが暴力であり、例えば運動部活動の練習中に児童生徒が指示通りのプレイができないこと、ミスしたことは児童生徒の非違行為ではなく、このような場合に懲戒

目的として児童生徒を叩いたり蹴ったりすることは体罰ではなく、暴力行為である、と述べている。つまり、大阪市教委は「体罰」と「暴力行為」の相違を明示したことになる。

さらにこの指針では「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」を明示しており児童生徒の問題行動について5段階のレベルを設定し、体罰によらない指導方法を提示するため、そのレベルごとに対応マニュアルを作成した(表6)。レベルⅠ～Ⅱについては、日常の学校生活においても起こりうる可能性の高い問題行動である。違法行為とまでは行かずとも、非行的な態度であり、早期対応と解決が求められるものである。レベルが低い時点においても、一人の教員にその任を押し付けることのないよう、組織的に対応することが求められている。

「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」⁴²⁾

さらに大阪市は部活動に特化した指針も提出している。その冒頭で部活動の位置づけを「学校教育の一環」とし、「校長による部活動方針の決定と開かれた部活動」を求めた。この指針では特に懲戒と体罰、暴力行為に関する定義は述べられてはいない。強調して述べていることは、部活動運営に関して、閉鎖的な環境にせず、顧問会議などを定期的で開催するなどして、開かれた部活動経営を行い、さらに校長によるマネジメントによって部活動改革を行うこと、そしてチェック機能の体制を強化することなどである。

また「プレイヤーズファースト」をキーワードに、「勝利至上主義」の指導から、生徒の達成感や喜び・生きがいを大事にする「生徒第一主義」の指導を行うこと、科学的な根拠に基づ

表6 大阪市における児童生徒の問題行動レベルとその対応⁽¹⁾

レベル	問題行動例	対応
レベルⅠ： 管理職に報告し、担任・学年が把握し、注意・指導を行うレベル	無断欠席・遅刻 反抗的な言動 服装・頭髪違反 授業をさぼる 学校施設の無許可使用	・担任・学年で対応し、解決を図る。 ・必要に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図り、指導・相談を実施する。
レベルⅡ： 管理職・生活指導部(担当)を中心とする学校全体で共通理解を図り指導・改善を行うレベル	攻撃的な言動・軽度の暴言 軽微な賭けごと 軽微な授業妨害 軽微な器物破損 授業をさぼって校内でたむろする	・校内対策会議を開催する。 ・担任・学年とともに管理職・生活指導部(担当)が指導し、同様のことを繰り返さないよう、保護者を交えて指導する。 ・状況に応じて、第三者専門家チーム、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用する。
レベルⅢ： 警察や関係機関と連携して学校内で指導を行うレベル	暴言・誹謗中傷行為 脅迫・強要行為 暴力 軽微な窃盗行為 悪質な賭けごと 著しい器物破損 バイクの無免許運転 喫煙 著しい授業妨害	・校内対策会議を開催する。 ・担任・学年とともに管理職・生活指導部(担当)が指導し、同様のことを繰り返さないよう、保護者を交えて指導する。 ・状況に応じて、第三者専門家チーム、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、関係機関と連携して指導を行う。 ・管理職が警察・こども相談センターと連携し指導計画を立て、学校で指導するとともに、保護者にも働きかけ、家庭でも指導する。 ・教室での指導だけでなく、別室等を活用した指導を行い、問題行動の改善を促す。 ・☆状況に応じて学校または個人(被害者)が、警察に被害届を提出する。
レベルⅣ： 教育委員会が主導的役割を担い、出席停止措置を行うとともに、警察等と連携して学校外で指導を行うレベル	重い暴力・傷害行為 重い脅迫・強要・恐喝行為 危険物の所持 違法薬物の所持・販売行為 窃盗行為 痴漢行為	・校内対策会議を開催する。 ・管理職が警察・こども相談センターと連携した指導を行う。 ・状況に応じて、第三者専門家チーム、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、関係機関と連携して指導を行う。 ・教育委員会が出席停止措置を行い、指導計画に基づき家庭・校外で指導する。 ・教育委員会・学校が中・長期的な指導計画を立て、継続的な対応を行う。 ・☆状況に応じて学校または個人(被害者)が、警察に被害届を提出する。
レベルⅤ： 学校・教育委員会から、警察・こども相談センター等、外部機関に対応の主体が移るレベル	極めて重い暴力・傷害行為 極めて重い脅迫・強要・恐喝行為 凶器の所持 放火、強制わいせつ、強盗	・校内対策会議を開催する。 ・状況に応じて、第三者専門家チーム、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、関係機関と連携して指導を行う。 ・教育委員会主導で、警察・こども相談センター・児童自立支援施設等における対応に移行し、関係機関と学校の連携を図りながら指導する。

いた合理的な指導を行うことを述べ、保護者にたいしても「保護者は一番のサポーター」として生徒の自主的な活動を見守り、指導者とともに部活動運営をサポートしていくことを求めている。指導者が「科学的根拠に基づいた」指導に不安がある場合は、教育委員会が外部指導者

を派遣したり、指導者技術講習会を開催したりと、部活動改革に積極的にサポートしていく姿勢が述べられている。

6 まとめと考察

桜宮高校体罰事件以前、学校における「体罰」は「指導」の延長に存在するものであった。それゆえに、体罰が行われると「行き過ぎた指導があった」という発言によって、無意図的にはあるが、結局のところ学校教育は体罰を犯した教員を擁護する姿勢をとってきた。その一方で、体罰を犯した教員は、決して公の場で体罰を実行しているわけではない。多くの体罰は密室、つまり教室や部活動指導など、他の教職員の目の届きにくいところで行われている。体罰を行っている当の本人も、実はその行為が正当なものであるとは考えてはいない。「やりすぎなければ」、あるいは「見つからなければ」、体罰は指導として許されるはず、そのような学校独自の文化形成が、近代学校制度の中で行われてきた。「体罰」の歴史については多くの識者が論じているため、そちらを参照していただきたいが、いずれにせよ、少なくとも日本の「体罰」に関する議論は、近代学校制度とともに発生したものであることは、共通の見解であろう。

さて、その日本における「体罰」概念は、近代学校制度が構築されていく過程の中で程度の差こそあれ、「指導」の中にあっただ。2013年の桜宮高校体罰事件は、まさにこの「体罰」が「指導」の範疇であるというこれまでの概念を変更させるできごととなった。

つまり、それまで「体罰」は「行き過ぎた指導」とほぼ同じ意味合いで使用されてきたが、今後は「体罰」と「指導」は決して共通の意味を持たなくなったというわけである。

文部科学省をはじめとした一連の対策によって、今後教員の体罰に対する意識の変容が求め

られたわけであるが、一昼夜にしてこれが解決されるものではない。今後も注意深く、学校関係者への概念の変更を求めていくほかない。

だが、それでもいまだ解決できていない課題が残る。「体罰」概念の変更を求めるだけでは、教員たちの「なぜ体罰はいけなのか」という原理的な問いに答えていないことである。教師たちにとってみれば、「やってはいけなさと決められているから、やらないだけ」であり、瞬間的には効果を発揮すると考えられている体罰を、教育現場から完全に払拭することへの懸念がごく一部には残るであろう。学校教育法第11条の但し書きに記された体罰禁止について、根本的に検討する必要があることは言うまでもない。

注

- 1) 地方公務員法第30条（サービスの根本基準）
- 2) 県費負担教職員のこと。
- 3) 文部科学省調査データ「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」参照
- 4) 文部科学省調査データ「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」参照
- 5) 「追いつめてやるからな」の意
- 6) 朝日新聞2003年11月27日朝刊2社会面「生徒に「カス」殴るける 体罰・暴言の教諭免職 北九州【西部】」
- 7) 朝日新聞2005年5月17日夕刊2社会面「体罰で懲戒免職の教諭復職 北九州市の人事委裁決【西部】」
- 8) 朝日新聞2001年7月19日朝刊3社会「教師の体罰、容認派68% 北九州市が人権意識調査【西部】」
- 9) 同上
- 10) 朝日新聞2000年11月20日朝刊1社会面「女児7人に全裸体罰、「動物になって反省を」熊本・小3男性担任」
朝日新聞2000年11月21日朝刊2社会面「児童全裸体罰の教諭を自宅待機に 熊本」
朝日新聞2000年11月28日夕刊2社会面「やっぱり裸、見ていた 体罰の教諭が認める 熊本」
朝日新聞2000年12月5日朝刊「女児全裸体罰の教

- 論を懲戒免職 熊本・玉名郡の小学校【西部】
- 11) 朝日新聞2000年11月29日朝刊熊本1面「教育への信頼失墜」玉名郡内の全裸体罰事件／熊本
 - 12) 学校完全週5日制は2002年4月からの実施のため、2000年当時は第2と第4が休業日である。
 - 13) 朝日新聞2000年11月29日朝刊熊本1面「教育への信頼失墜」玉名郡内の全裸体罰事件／熊本
 - 14) 朝日新聞2000年12月1日夕刊1社会面「教諭、男女児童20人に「服脱げ」 熊本の全裸体罰問題【西部】」
 - 15) 朝日新聞2000年12月2日朝刊熊本1面「教諭に厳正処罰を」児童全裸体罰事件で保護者説明会／熊本
 - 16) 朝日新聞2000年12月2日朝刊1社会面「学校関係者を法務局が聴取 熊本の全裸体罰問題【西部】」
 - 17) 朝日新聞2000年12月5日朝刊1社会面「女児全裸体罰の教諭を懲戒免職 熊本・玉名郡の小学校【西部】」
 - 18) 文部科学省調査データ「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」参照
 - 19) 文部科学省調査データ「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」をもとに、筆者作成
 - 20) 文部科学省調査データ「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」をもとに、筆者作成
 - 21) 横浜市教育委員会「懲戒処分の標準例・処分量定一覧」(横浜市教育委員会ホームページより、<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/>、2013年11月6日最終閲覧)
 - 22) 横浜市教育委員会作成の「懲戒処分の標準例・処分量定一覧」をもとに筆者作成
 - 23) 横浜市教育委員会HPより、同上URL
 - 24) 同上URL
 - 25) 同上URL
 - 26) 同上URL
 - 27) 横浜市教育委員会事務局西武学校教育事務所教育総務課教職員人事部教職員人事課、横浜市記者発表概要、2013年7月29日、同上URL
 - 28) 同上、2013年7月29日
 - 29) 同上、2013年2月21日発表
 - 30) 同日付で、学務事務主査が窃盗による現行犯逮捕で停職6か月の処分に対して述べている。
 - 31) 横浜市教育委員会事務局西武学校教育事務所教育総務課教職員人事部教職員人事課、横浜市記者発表概要、2012年8月30日、同上URL
 - 32) 同上、2012年8月30日、同上URL
 - 33) 朝日新聞2012年7月14日朝刊、2社会面「障害児に体罰・侮辱 刃物見せ、暴言、感電させるふり 神戸・小学校教諭、懲戒免【大阪】」
 - 34) 文部科学省「体罰の実態把握について(第2次報告)」2013年8月6日発表
 - 35) 体罰と疑われる行為も含む。
 - 36) 運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書～一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して～」2013年5月27日
 - 37) ここではスポーツ基本法(平成23年6月24日法律第78号)第二条2項が例示されている。「スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶタイトや克己心を培う等人格の形成に大きな影響力を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものである…(以下略)」
 - 38) 中学校学習指導要領(平成20年3月)第1章総則「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の「2.以上のほか、次の事項に配慮するものとする」の(13)に記載されている。「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること」
 - 39) 朝日デジタル2013年10月31日「名門道場に任せきり、この安全後回し 相模原・柔道体罰」
 - 40) 大阪市教育委員会「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために 体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針 児童生徒の問題行動への対応に関する指針」2013年9月
 - 41) 大阪市教育委員会資料をもとに、筆者作成
 - 42) 大阪市教育委員会「大阪市内活動指針～プレイヤーズファースト」2013年9月